

大口町インターンシップ実施要領

1 趣旨

インターンシップとは、学生が自治体・企業等の実社会において学習・研修的な就業体験をする制度である。

大口町が学生に対して本町における就業体験の機会を提供することにより、学生の職業意識の向上及び町政に対する理解の促進を図り、大学等には大口町の求める能力、人材像を明確に伝えることによって、官・学が連携して人材の育成に寄与することができると考え、学生（以下「実習生」という。）を受け入れるものとする。

2 対象者

インターンシップの対象は、インターンシップの実施に当たり町と覚書を交わすことができる学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、大学院、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）に在学中の学生とする。

3 期間

受入期間は毎年8月のうち5日以内とし、町と実習生が協議の上決定する。

4 受入部署

受入部署は実習生の希望を考慮し、受入れが可能な部署のうちから調整し、決定する。

5 申込手続き

(1) インターンシップを希望する学生は、大口町インターンシップ申込書（様式第1）に誓約書（様式第2）を添えて町長に提出しなければならない。

(2) 町長は、学生から申込みがあったときは、速やかにその内容を審査し、受入れの可否を決定し、大学等に通知する。

(3) 大学等は、町からの通知を受けたときは、覚書（様式第3）を締結する。

6 実習生の身分及び処遇

実習生には、職員の身分は付与しないものとし、賃金、報酬、手当等は支給しない。

7 傷害及び損害の負担区分

実習中又は実習公署への往復途中の事故等による傷害及び実習生の実習中の行為による町や町民等第三者への損害は、町側の指導、管理に過失がある場合を除き実習生がその責任を負うものとする。

このため、実習生に学生教育研究賠償責任保険等に加入を義務付ける。

また、実習生には対外的に事故の可能性のある業務等（公用車の運転、渉外業務、秘密事項に関する業務）には従事させないこととする。

- 8 町は、大学等が実習生の実習内容等について証明等を求めたときはこれを行う。
- 9 その他必要な事項については、町長が大学等と協議して定める。